

## 計画の推進体制

## 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「さいたま市食育推進協議会」と「さいたま市食育推進担当者会議」において、さいたま市における食育を効果的に取り組んでいけるよう、積極的な協議、調整を行います。

そして、食育の取り組みは、市民や各種団体、民間事業所などと行政との協働により、推進してまいります。

### 2 計画の進行管理と評価

本計画に実効性をもたせるために、計画の目標の達成状況については、市民アンケートや関連する各計画の評価などで現状を把握します。

また、「さいたま市食育推進協議会」及び「さいたま市食育推進担当者会議」において、取り組みの進行状況の確認、評価を行い、さらに効果的な食育の推進を検討します。

これらにより、実のある計画・取り組みの展開を図ってまいります。

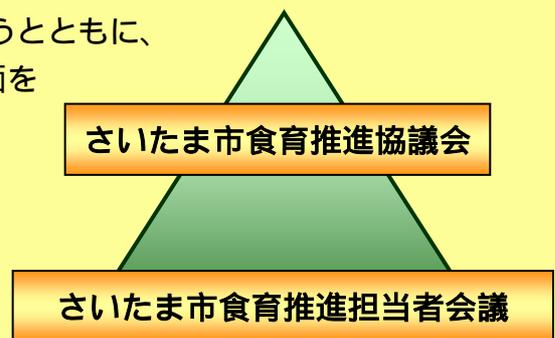
#### 《さいたま市食育推進協議会》

本市の食育施策については、学識経験者、市医師会・歯科医師会、教育・保育関係者、食育活動団体、生産者、行政関係者からなる「さいたま市食育推進協議会」を設置し、平成 19 年 7 月から本計画や本計画に基づく取り組みに関する協議並びに情報交換を行っています。

今後も、本計画に基づいて各取り組みが円滑に行われているか、必要な方向付け・評価を行うとともに、市民からの食育に関する意見や調査結果をどのようにして適切に取り組みへ反映させられるかなど、市民と行政の橋渡し役としての役割も担います。

#### 《さいたま市食育推進担当者会議》

庁内各部署の担当者からなる会議です。市民局、保健福祉局、環境経済局、教育委員会事務局などの担当職員が、実際の食育の現場における生きた情報の交換を行うとともに、より効果的な食育に関する施策の検討や評価を行っています。



さいたま市の食育推進に係る会議の構造イメージ